

第7回地域まちづくりのあり方検討会資料

NEXT FUTURE

令和5年7月20日（木）



地域振興部

地域コミュニティ課

【総論】

持続可能な地域まちづくりを推進するために、
どのように対応していくべきか。

（仕組みの最適化・再構築）

持続可能な発展（持続可能性）の概念

1987年国連「環境と開発に関する世界委員会」～われら共通の未来～

「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日世代のニーズを満たすような発展」

地域まちづくりのあり方における検討事項（各論）

1 地域まちづくりに係る地域組織のあり方

- ・地域まちづくり活動を持続可能なものとするために、性別や世代等にかかわらず、多様な主体の参画をどのように促し、組織体制を構築していくか。
- ・これまで地域のまちづくりを担ってきた活動者や新たな地域活動の担い手が、やりがいや生きがいを持って取り組める組織体制をどのように構築すべきか。

2 住民主体による地域組織の運営のあり方

- ・人口減少や少子高齢化など、社会環境が変容する中で、時代の変化に対応した地域組織の運営をどのように確保していくか。
- ・地域のまちづくりを担う人材の発掘・育成をどのように推進し、持続可能な組織運営を図っていくか。

3 地域まちづくりに係る行政支援のあり方

- ・地域自治区事務所は、行政の地域施策を踏まえ、地域をどのように支援すべきか。
- ・行政は、地域コミュニティ活動交付金など、どのように地域への財政支援をすべきか。
- ・行政は、公民館等を地域活動の拠点とするために、地域をどのように支援すべきか。
- ・行政は、地域の負担を軽減し、地域のことは地域で決定できるようにするために、どのように支援すべきか。
- ・行政が担う領域と地域が担う領域をどのように整理していくべきか。

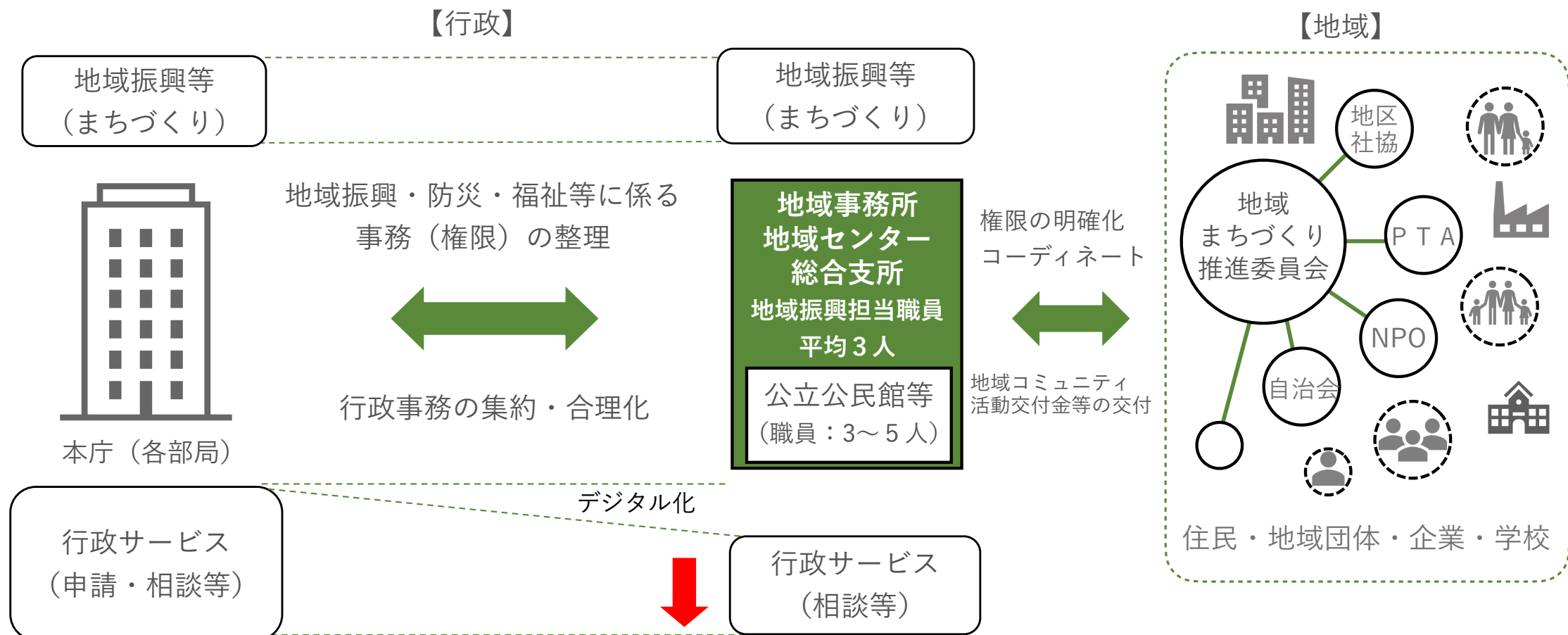
行政支援のあり方（地域自治区事務所のあり方）

1 地域自治区事務所のあり方：行政だけでは難しい協働の領域(地域のまちづくり(防災・福祉・環境・教育等))への対応

- ⇒ 持続可能な地域まちづくりに向けて、多様な主体と連携するためには、地域内のコーディネート機能の強化が重要になる。職員の人事異動等を踏まえると民間がコーディネートを担当することも考えられる。
- ⇒ 地域自治区事務所の権限を明確にすることで、地域で解決できることが増えるのではないか。

2 出先機関の機能の合理化：行政事務（手続き）のデジタル化と経営資源の配分見直し

- ⇒ 窓口機能の縮小（証明書等のコンビニ交付への誘導、デジタル化の推進）、行政サービス提供のあり方を整理（出先機関機能の合理化）するとともに、職員体制等の見直しが必要となると考えられる。

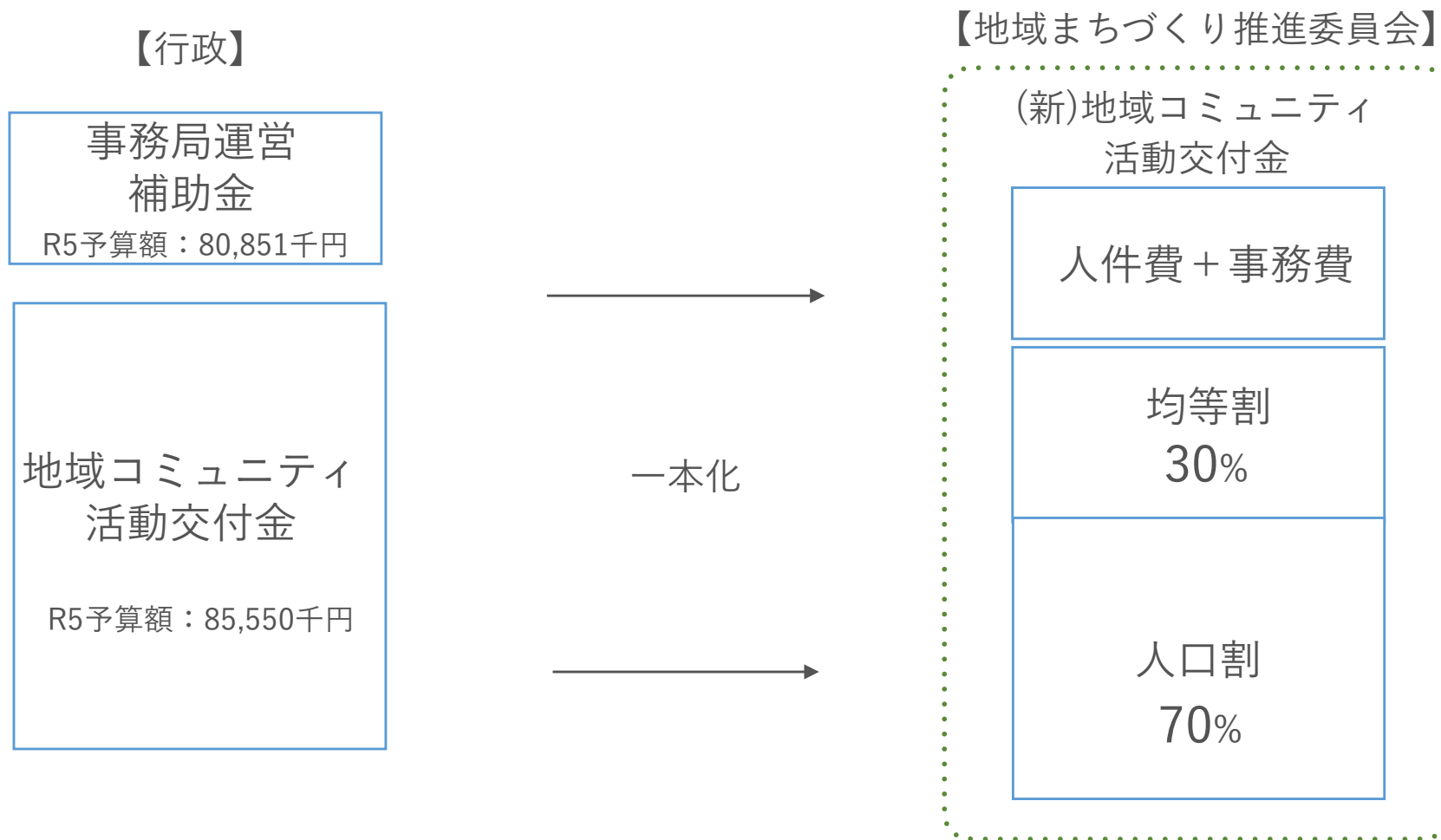


※ 行政の経営資源には限りがあるため、地域施策に対応していくためには、事務（権限）の整理を行うとともに職員の配置や組織体制の再編等も必要となると考えられる。

行政支援のあり方（財政支援（カネ））地域コミュニティ活動交付金（事業）の整理

- ①地域まちづくり推進委員会の事務負担を軽減する観点から、事務局運営補助金と地域コミュニティ活動交付金を一本化して交付する方法もあるのではないか。その際、人件費の上限額を定める必要があるのではないか。
- ②事務局職員の人材確保や円滑な地域まちづくり推進委員会の運営を推進するため、事務局の事務のあり方を整理する必要があるのではないか。（事務局と部会の役割分担の整理）
- ③地域まちづくり推進委員会の事務局が各種地域団体の事務局の支援（有償）を行うことが検討できないか。

<第6回検討会の意見を踏まえた地域コミュニティ活動交付金配分額等の例（案）>



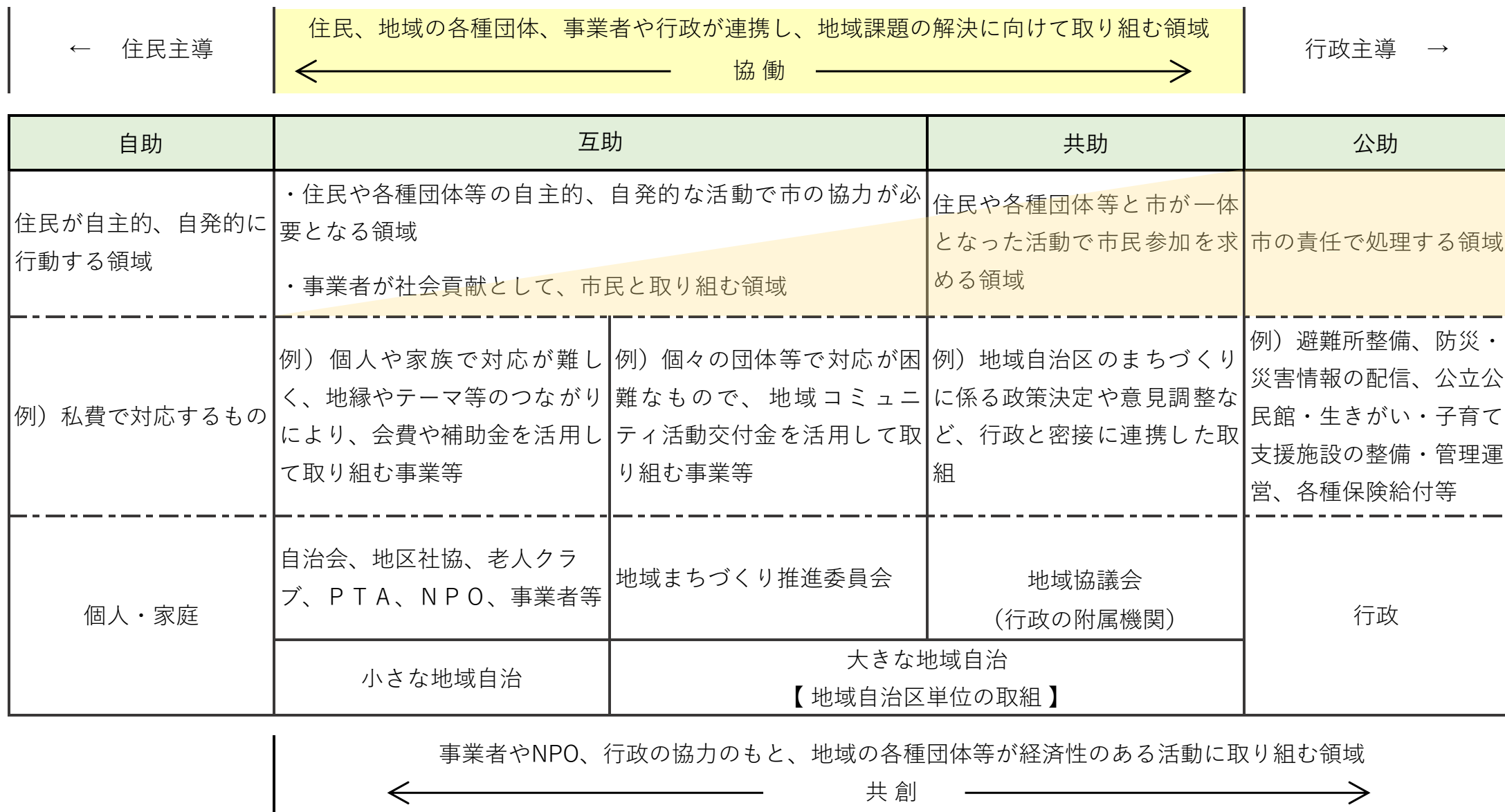
④若い世代等の人材を発掘・育成するため、各地域まちづくり推進委員会の意思のもと、事業提案(チャレンジ)制度を設けることはできないか。

<第6回検討会の意見を踏まえた地域コミュニティ活動交付金の仕組みの例（案）>



地域と行政の役割分担（宮崎市）

市では、市民活動推進基本方針（令和2年3月改訂版）において、「すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現」を目指すため、地域の多様な主体の特性や役割に基づき、下表の通り整理し、地域活動を推進することとしている。



地域と行政の役割分担の整理

現在の単位自治会と地域まちづくり推進委員会、行政の役割等を整理すると概ね下表のとおりとなる。地域では特定の人材への負担の集中、人材の固定化等が課題となっている。それぞれの役割や取組領域を整理するとともに、それぞれの事務等の負担も軽減を図る必要があるのではないか。 (●：一定の役割を有する。)

		地域（実践）組織		市（行政組織）
		単位自治会	地域まちづくり推進委員会	
役割	基礎的な自治機能			団体自治機能
	・住民自治の基本単位 ・地域の連帯感醸成	・地域団体間の連携 ・広域的課題の解決	・地域コミュニティ活動 交付金等の財政支援 ・各種地域施策	
対応課題	地域住民が主体となって解決することが可能な基礎的な地域課題			行政が対応すべき地域共通課題
	生活するうえでの身近な課題	地域団体が連携して対応する課題	地域団体だけでは解決できない地域課題	
取組の例示	広報（広報紙・各種案内の配付）	市広報紙・行政文書の配付等	地域まちづくり推進委員会等が取り組む行事等の広報（自治会便、SNS等）	広報紙作成 各種媒体による情報発信
	地域団体委員選任（民生委員児童委員等）	●		●
	意見・要望の集約（道路等）	日常生活圏における要望		●
	寄付・負担金の協力（赤い羽根等）	●		協力依頼・とりまとめ
	行政会議への出席（コミュニティスクールなど）	●	●	●
	防災（避難行動要支援者名簿作成等）	名簿作成、被害状況の確認 防災訓練	保存食・資機材備蓄、防災訓練	協力依頼・防災訓練等
	防犯（防犯灯・青パト・子ども見守り等）	防犯灯設置・維持、子ども見守り	青パト、子ども見守り	補助金
	環境活動（環境美化、植栽、リサイクル等）	ゴミステーション設置・公園清掃等	地域自治区内の環境イベント等	協力依頼
	高齢者福祉	高齢者の日常的な見守り	高齢者サロンの開催	補助金等
	子育て支援	子ども会活動との連携	子育てサロン、地域食堂	補助金等
	地域教育（小中学校との連携含む）		各種研修、寺子屋など	公民館講座等
	歴史・伝統文化（祭り）	●	各種イベント等	
	親睦・レクリエーション	●	●	
区域	日常生活圏	地域自治区 (地域まちづくり推進委員会の活動区域)	市内全域	

地域まちづくりにおける今後の取組の方向性（案）

課題 (検討を要する事項)

地域協議会

地域まちづくり推進委員会

地域自治区事務所・公民館等

その他

1 地域まちづくりの人材の高齢化・固定化

2 地域協議会の会議内容の形式化

3 地域協議会委員の住所要件による支障

4 住民（地域）組織の二重化・重層化

5 地域団体等の組織力の低下

6 地域まちづくりの人材発掘・育成

7 多様化する住民ニーズや地域課題への対応

8 地域まちづくりへの柔軟な対応
(自由度の高い地域コミュニティ活動交付金)

9 事務局業務の整理、職員の処遇や雇用の確保

10 地域まちづくりと公立公民館等との連携強化

11 地域自治区事務所の事務と権限の見直し
コーディネート機能の重点化

12 行政の地域への関わり方による地域の負担増加

13 地域まちづくり活動に対する地域と行政（地域協議会と
地域コミュニティ活動交付金評価委員会）の二重評価

14 地域自治区と地域団体等の活動区域の不一致

課題等の解決に向けた取組の方向性

短期的

中長期的

宮崎市独自の地域まちづくり制度の創設
(地方自治法による地域自治区制度の見直し)
→ 地域の実情に応じた地域まちづくり推進委員会・
地域協議会の組織や運営体制の再構築
→ 地域まちづくりの目的や目標の明確化
→ 地域の自立した運営の推進

学校（PTA）や企業との連携促進、有償ボランティア、中間支援組織による地域コーディネート

地域コミュニティ活動交付金制度の見直し
・ 運用ルールの特化（緩和）と定期的な監査の実施
・ 事業提案（チャレンジ）制度

・ 地域コミュニティ活動交付金と事務局運営補助金の一本化と事務のあり方の整理
・ 地域団体への補助金の整理（類似事業における役割分担の検討）

公立公民館等の指定管理者制度導入に向けた段階的な対応

公立公民館等への指定管理者制度導入

・ 地域自治区事務所の事務や権限の整理
・ 地域自治区事務所と公立公民館等の一体的な運営（職員体制等の見直しの検討）
・ 職員育成の仕組み（研修等によるスキルアップ）

・ 行政の地域への依頼事項の整理（地域の負担軽減）
・ 地域施策に関する部局横断的な対応（ルール化）
・ 地域と行政の役割分担の整理

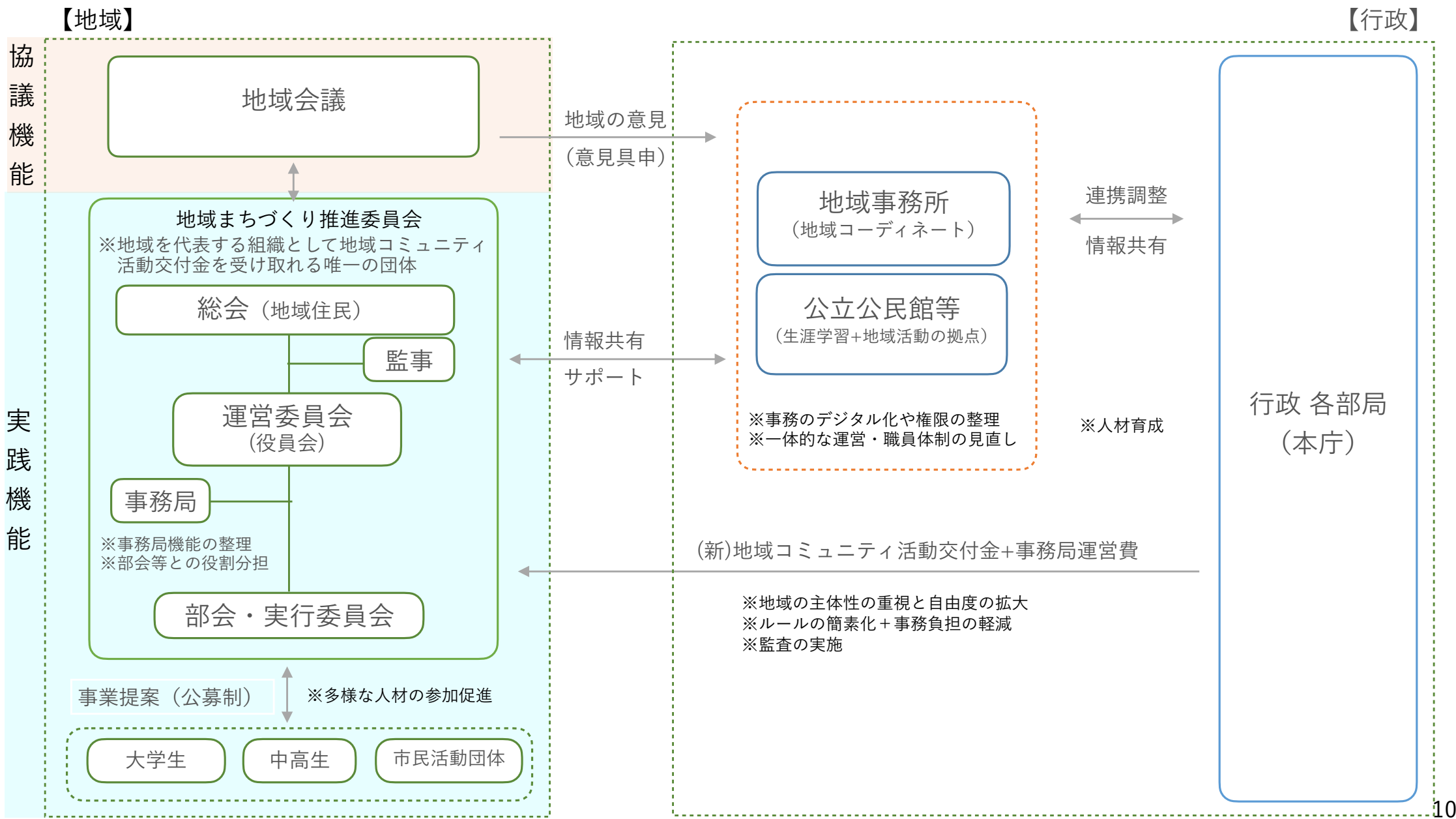
地域や行政による評価方法の見直し（評価の特化と地域
による評価）

地域まちづくりの区割りの見直し・検討

地域まちづくり施策の不断の見直し・検証

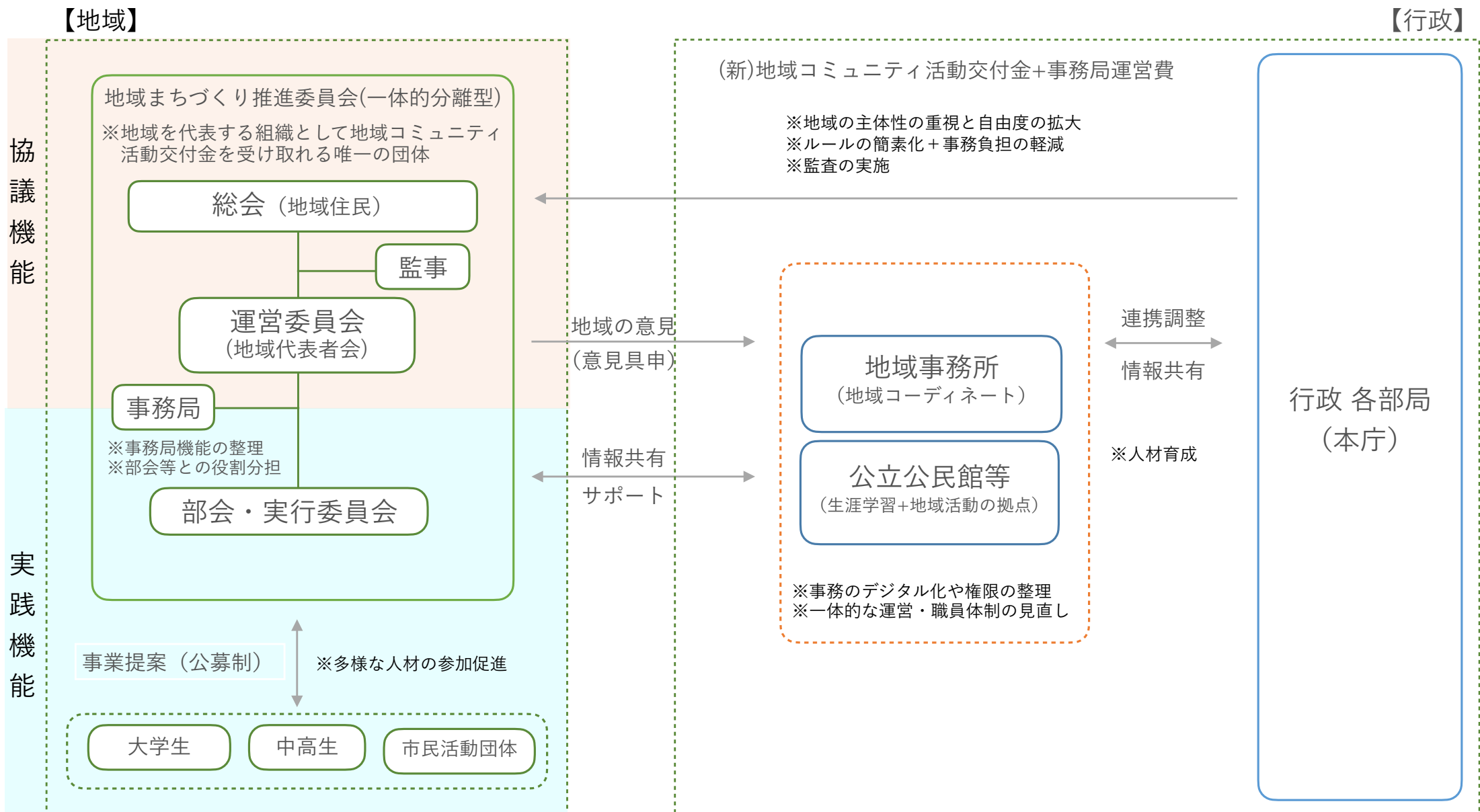
地域と行政の仕組みの再構築（案）～協議機能と実践機能の分離型～

地方自治法に基づく地域自治区制度を見直し、宮崎市独自の地域まちづくりの制度を構築する。行政の附属機関としての地域協議会は設置せず、地域の実情に応じて、地域の主体性を重視し自立した運営ができるよう、地域運営組織（協議組織と実践組織）の体制を再構築する。



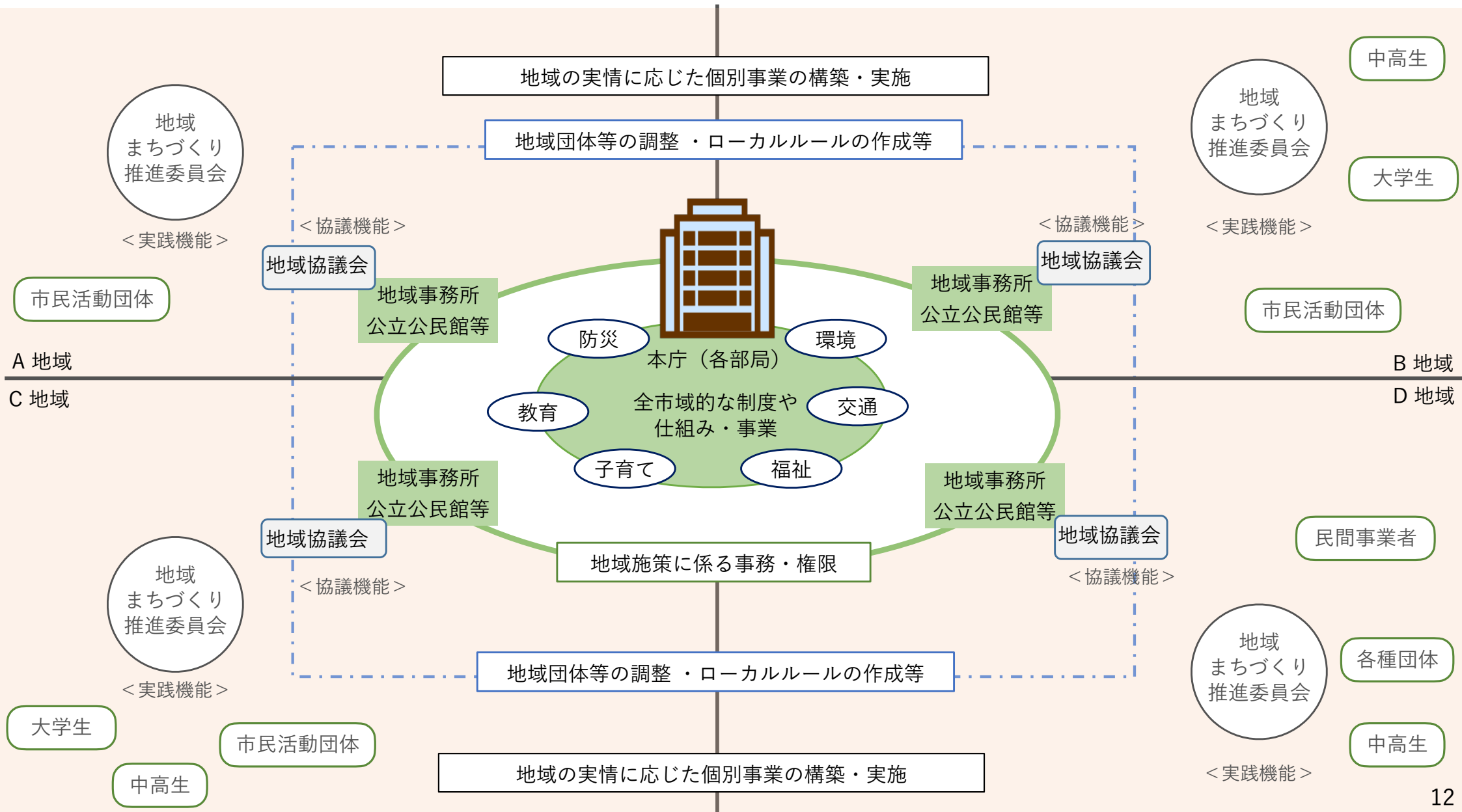
地域と行政の仕組みの再構築（案）～協議機能と実践機能の一体化～

地方自治法に基づく地域自治区制度を見直し、宮崎市独自の地域まちづくりの制度を構築する。行政の附属機関としての地域協議会は設置せず、地域の実情に応じて、地域の主体性を重視し自立した運営ができるよう、地域運営組織（協議組織と実践組織）の体制を再構築する。



地域と行政の仕組み（これまで）～地域と行政の関係～

地方自治法に基づく地域自治区制度のもと、全市域に行政の附属機関として地域協議会（協議機能）を設置している。地域まちづくり推進委員会（実践機能）は、住民の意思に基づき組織化され、公益性の高い団体として地域協議会の承認を受けており、地域コミュニティ活動交付金を主な原資として、地域活動に取り組んでいる。



これからの地域と行政の仕組み（案）～地域と行政の関係～

地方自治法に基づく地域自治区制度を見直し、宮崎市独自の地域まちづくりの制度を構築する。行政の附属機関としての地域協議会は設置せず、地域の実情に応じて、地域の主体性を重視し自立した運営ができるよう、地域運営組織（協議組織と実践組織）の体制を再構築する。

